

〔基本的考え方〕

－ わが国税制をとりまく状況（経済社会の構造変化）

○ ポストバブル時代から安定成長の時代へ

- ・ 90年代の積極的な財政政策と社会保障費用の増加による巨額の債務残高
- ・ 構造改革の結果として民需主導の景気回復の実現
- ・ 巨額の債務残高や今後増大する社会保障給付を考えると、わが国財政状況は極めて深刻
- ・ 中長期的な財政健全化の道筋を国民に明示し、予測可能性の高い財政政策の実行が必要

○ 少子・高齢化の進展

- ・ 少子・高齢化の下で将来への不安
- ・ 高齢者・女性の労働力や民間部門の活力を最大限引き出し、活力ある経済社会を維持
- ・ 持続可能な社会保障制度のため、制度の効率化と安定財源の確保の要請

○ 家族のかたち、働き方、価値観・ライフスタイルの多様化

- ・ 単独世帯、夫婦のみの世帯が増加し、女性の社会進出が進む
- ・ 働き方や価値観・ライフスタイルについても多様化が進行

○ 分配に関する意識の高まり

- ・ 貯蓄非保有世帯の増加、若年層におけるニート・フリーターの増加
- ・ 経済社会の活力維持のため、多様な機会により、再チャレンジできる社会への要請

○ 社会や「公共」に対する意識の変化

- ・ 家族、「カイシャ」が果たしてきたケア機能の低下
- ・ 政府が果たすべきセーフティーネット機能の役割の増大
- ・ 一方、単なるバラマキにならないよう、「簡素で効率的な政府」の要請にも配慮する必要
- ・ 「政府が担う公共」とは異なる「民間が担う公共」の役割が重要

○ 地方分権の推進

- ・ 地方分権一括法や国・地方の三位一体改革等により、地方分権が進展

- グローバル化の進行
 - ・ 多面的な国際的交流の深化・拡大により、経済活動が活性化する一方、新たなリスクや不確実性に直面
- 環境負荷の増大・多様化
 - ・ 大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から、循環型社会への転換の要請

一 わが国税制に課せられた課題

- 経済社会の構造変化に対応した公平・公正な税制の構築
 - ・ 社会共通の費用を国民全体で広く公平に分かち合う税制
 - ・ 少子化・子育て問題に対して、税制も含む総合的な政策対応が必要
 - ・ 税制が持つ所得や資産の再分配機能を再考する必要
 - ・ 公益法人制度改革への的確な対応や寄附金税制の改革の要請
- 国民が安心できる持続可能な社会保障制度と財政健全化を実現する税制の構築
 - ・ 社会保障給付をはじめとする歳出の削減・効率化を図った上で、国民皆で必要な負担を分かち合い、先送りを止める必要
 - ・ 持続可能な社会保障制度と財政健全化の実現により、将来に対する国民の不安を払拭
- 経済に活力をもたらす税制の構築
 - ・ 個人や企業の自由な選択を妨げず、経済活動に中立的な税制の構築が基本
 - ・ 内外の市場の信認を確保し長期金利の安定等を通じ経済活力を強化するためにも、基礎的財政収支の均衡のみにとどまらず、中長期的な視点に立って安定的な歳入構造を構築することが重要
- 国民に信頼される簡素で分かりやすい税制の構築
 - ・ 納税者の信頼確保のため簡素でわかりやすく、平等に負担を分かち合う制度への要請
 - ・ 脱税や租税回避が起こりにくい税制を構築する必要
 - ・ まじめな納税者のための納税環境整備
 - ・ 円滑な執行の可能性が税制に対する信頼の確保のため重要
- 分権型社会の実現に向けた税制の構築
 - ・ 地方の自主性、自立性を高め、活力と個性のある地域社会を実現していくためには、地方税の充実を図ることが必要
 - ・ 税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築が重要

- ・ 地方分権の進展を踏まえ、課税自主権の一層の活用を期待
- ・ 地方分権に向けて国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、それに応じた税源配分のあり方を検討すべき

〔個人所得課税〕

一 改革の視点

○ 現状認識

- ・ 過去の抜本改革における累進緩和の結果、中低所得者を含めた大多数の納税者の負担は大幅に低下。財源調達機能や所得再分配機能は著しく低下
- ・ 個人所得課税は、財源調達や所得再分配といった本来果たすべき機能をこれ以上低下させるべきでない
- ・ 消費税をはじめとする抜本改革においては消費税が主役で所得税は脇役。消費税で歳入増を図り、所得税は税收中立を原則とし、格差問題への関心の高まりを踏まえ、特に所得税の所得再分配機能の重要性に留意すべき
- ・ 格差問題を前提として所得再分配機能の重要性を必要以上に強調するのは適当でないのではないか

○ 消費税をはじめとする抜本改革の中での課題

- ・ 税制の抜本改革の中で、消費税を含めた個人の税負担全体の構造に留意しつつ、個人所得課税について課税ベースや税率構造を総合的に見直す必要がある
- ・ 消費税率引上げの際、その逆進性緩和の観点から、所得税の累進度を高めるべき
- ・ 所得再分配機能を高めるためには累進的な課税を行う必要があるが、その場合、勤労性所得のみならず、金融所得を含めた資産課税についても念頭に置くべきではないか
- ・ 税源移譲の実施に伴い、個人所得課税における所得再分配機能は、主として所得税が担うこととなったことに留意すべき
- ・ 個人住民税については、比例税率化により応益性や負担分任の性格がより明確となったことに留意すべき
- ・ 経済社会の構造変化に対応し、個人の選択に中立的で、現役世代に負担の偏らない負担構造とすべき
- ・ 少子・高齢化社会を担う子どもを社会全体で扶養する「子育ての社会化」の観点も重要

ー 検討課題

○ 基本的考え方

(課税ベース)

- ・ 個人の選択を阻害しない中立的な制度とする観点から、特定の事情や収入に応じ適用される控除や非課税措置を見直し、個々人のライフコース全般を通じ、広く公平に負担を分かち合う負担構造を構築すべき
- ・ 子育て等真に必要な配慮は人的控除の集約化や税額控除等により対応すべき
- ・ 諸控除の見直しに当たっては、負担の急激な変化は避ける必要

(税率構造)

- ・ 税率の刻み数は、現行の刻み数（6段階）を簡素化の観点から極力減らす必要
- ・ 所得税と個人住民税を合せた50%という最高税率の水準は、現時点では勤労意欲・事業意欲の点から概ね妥当
- ・ 税の公平性と所得再分配機能を高めるためには、最高税率の引上げが必要
- ・ 最低税率は、基礎控除等の諸控除の見直しとの関連にも留意しつつ、そのブラケット幅等のあり方について検討する必要

○ 各種控除の見直し

(家族に関する控除等)

- ・ 人的控除は複雑化しており、個々人の事情を斟酌するには自ずから限界があるのではないか
- ・ 人的控除等は、できる限り簡素化することを基本とし、家族に関する控除等は、基礎控除等に集約化する方向で検討すべき
- ・ 人的控除の見直しに当たっては、それによる個々の負担変動の程度や影響人員について十分配慮する必要
- ・ 障害者控除のように真に必要な配慮が必要な者についての控除は存置すべき
- ・ わが国経済社会制度が個人単位である以上、課税単位も個人とするのが自然
- ・ N分N乗方式ではなくても、個人単位課税の下で、家族や夫婦への配慮といった視点が何らかの形で取り入れられないか、検討すべき

(配偶者と税)

- ・ 家族の共働き化が進む中、配偶者控除は、配偶者が一定の就労形態を採る場合にのみ適用されることから、夫婦の就労に対する中立性が損なわれ、いわゆる夫婦の「二重控除」の問題もある
- ・ 「結婚のメリット」の希薄化、家族のケア機能の低下等を踏まえ、結婚して夫婦となることに着目し、税制面において、夫婦の就労に対する中立性や夫婦レベルでの税負担の公平の要請に適う工夫は考えられないか

（子育てと税）

- ・ 現行の扶養控除は、控除対象者の年齢如何に関わらず一律に適用されているが、いわゆるニートやフリーターを含め法律上の成人まで適用されることとなっていることから、その適用対象範囲の適正化を検討すべき
- ・ 現行の特定扶養控除は、所得税の負担軽減が相当程度進んでいることや教育費のかけ方も家庭により様々であることを踏まえ、人的控除の簡素化の観点から見直す必要
- ・ 子育てへの政策的支援を重視する観点からは、現行の扶養控除等に代え、税額控除の導入あるいは手当等の拡充を講ずることが有効であり、かつ分かりやすい
- ・ 子育て支援として税額控除を導入するとすれば、手当との役割分担について、あわせて議論していく必要
- ・ 個人住民税については、その性格及び比例税率となったことを踏まえ、子育て支援策について検討していく必要
- ・ N分N乗方式は、課税単位の根本的な変更となる上に、分かりにくく、低所得者に効果が及ばないため、少子化対策にならない
- ・ 子育て支援を税制面で対応することについては、施策とその効果等を見極めた上で、その実施を検討すべき

（高齢者に関する控除）

- ・ 世代間の公平を図る観点から、担税力のある高齢者には、現役世代と同様、能力に応じた負担を求めていく必要
- ・ 公的年金等控除については、近年、年金課税の見直しが行われたことにも十分留意しつつ、給与所得控除の見直しも踏まえ、そのあり方について検討していく必要

（給与所得に関する控除）

- ・ 給与所得者の控除や申告のあり方についても、被用者特有の事情を画一的にとらえて一律の控除を行う仕組みを見直し、経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みとすべき
- ・ 給与所得者の申告機会を増やすことは、社会共通の費用を分かち合う意識の向上に資するのではないか
- ・ 給与所得控除の見直しの際には、いたずらに負担増となることのないよう、基礎控除を含む人的控除の水準の見直しとあわせて検討し、必要な負担調整を行うべき
- ・ 給与所得控除の見直しに当たっては、現在それが果たしている機能を十分に踏まえる必要

○ 所得分類

- ・ 経済社会の構造変化により、所得区分や所得の計算方法のあり方が税負担のバランスを損なっている面も生じており、これまでの答申等の指摘を踏まえ、制度の合理化や簡素化の観点から、見直しを検討すべき

○ 個人住民税

- ・ 比例税率化により広く住民が地域社会の費用を分担するとの性格がより明確となった個人住民税においては、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図るべき
- ・ 国が一律に定める政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべき
- ・ 均等割の税率は低い水準にとどまっており、引き上げる必要がある。その際基礎自治体である市町村を重視することを検討すべき
- ・ 所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましく、近年の IT 化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、個人住民税の現年課税について検討すべき

[金融所得課税]

一 改革の視点

- ・ 金融所得については、租税回避の問題や海外への資金シフトのおそれを踏まえ、勤労性所得との差異を認め、今後とも分離課税を基本とし、金融所得間での課税方式の均衡化、損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化を進めるべき
- ・ 税の公平性と所得再分配機能を高めるため、金融所得については、まずは分離課税の下での適用税率の引上げ、累進化について検討し、中長期的には総合課税化を目指すべき

一 検討課題

- ・ 金融所得に対する課税方式については、金融商品間の中立性、簡素性の観点から、できる限り課税方式の均衡化を図り、所得分類による税負担の違いを小さくすべき
- ・ 金融商品間の損益通算の範囲については、市況に関わらない継続的な投資を維持する観点や譲渡所得と経常所得の間の損益通算を利用した租税回避の問題にも留意しつつ、引き続き検討すべき
- ・ 納税者が金融所得間の損益通算を適正に行うためには、何らかの金融番号が必要であるが、その導入に際しては、投資家等の混乱を招かぬよう十分配慮する必要
- ・ 税制全体の所得再分配機能を考えるに当たっては、現行の配当・株式譲渡益に対する優遇税率（10％）の取扱いも含め、勤労性所得に対する税率と金融所得に対する税率とのバランスに留意すべきではないか

[相続税・贈与税]

- ・ 相続税の負担は、これまでの減税や各種特例の拡充により大幅に軽減され、資産の再分配機能も低下
- ・ 所得、消費、資産等の多様な課税ベースに適切な負担を求めていく観点や最近の機会の平等の確保に対する要請の高まりを考慮すると、資産の再分配機能を有する相続税の役割は一層重要
- ・ 少子・高齢化の進展や老後扶養の社会化に伴い、相続時に残された資産の一部を社会に還元する観点から負担を求める必要性の高まり
- ・ これらを踏まえ、相続税の有する資産の再分配機能を適切に発揮させる方向で見直していくことが必要
- ・ 相続税の見直しに当たっては、中小企業の事業承継に与える影響にも留意すべき
- ・ 事業承継に対する優遇については、自ら起業する者や事業用資産を持たない給与所得者とのバランスを失わせるといった問題があることにも留意すべき
- ・ 贈与税については、相続時精算課税制度（15年度改正で導入）の一層の活用を期待

[固定資産税]

- ・ 固定資産税は、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後とも安定的な確保が重要
- ・ 平成18年度税制改正において、負担水準が低い土地に係る負担調整措置を見直すなど均衡化・適正化を一層促進する措置が講じられた。今後とも負担水準の適正化・均衡化を促進する必要

[納税環境整備]

一 改革の視点

- ・ 納税者一人一人が、納税者全員が法令を遵守しているという安心感を持てるよう、まじめな納税者の視点に立って円滑・適正な申告・納税が可能となる環境の整備を図るため、制度・執行両面において不断に取り組んでいく必要

一 検討課題

○ 納税者番号制度

- ・ 納税者番号制度については、所得・資産の適正な把握による公平な課税を実現するため、個人情報の保護に十分留意しつつ、早期の導入を図るべき

- ・ 番号制度を納税者番号制度として税務面で活用する場合に求められる基礎的条件としては、①法律上の根拠を持つこと、②全国一律の番号によって、大多数の国民を二重付番なく生涯にわたってカバーしていること、③番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること、④民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で確保されていること、⑤プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていること、が考えられる。今後、こうした条件に照らした検討が必要
- ・ 国民の利便性や行政の効率性の観点から、納税者番号という税務面に限った番号ではなく、受益を伴う分野を含めて広く活用されるような行政共通番号の方が望ましいのではないか
- ・ 番号制度については、「基礎年金番号」や「住民票コード」だけでなく、検討が開始された「社会保障番号」も視野に入れながら、検討していく必要
- ・ 「住民票コード」とは別に新たな番号制度を創設するのは非効率的であり、納税者番号として「住民票コード」を活用すべき
- ・ 受益と税・社会保険料をあわせた公的負担について考えることが必要であり、社会保障と税を通じた一元的な共通番号を導入すべき
- ・ 資料情報制度の充実の観点から、どのような取引について税務当局に資料を提出させることにするのか、検討が必要。その際、アメリカの事例等諸外国の制度も参考にする必要
- ・ 納税者番号制度の検討に当たっては、費用対効果という観点も重要

○ その他

- ・ 所得捕捉向上のため、制度・執行両面の一層の充実を図るべき
- ・ 脱税への動機付けを減少させ、適正な納税を促す観点から、罰則の強化を検討すべき
- ・ 申告納税制度の定着、情報技術の進展といった状況を踏まえ、記帳水準をより一層向上させるよう見直すべき
- ・ 給与所得者が自ら税額を計算・申告する機会を拡大することは税制に対する理解と納税者意識を涵養する上で大変重要であり、納税額の確定に当たっては、申告納税と年末調整の選択制を導入すべき
- ・ 申告納税の機会を拡大するに当たっては、電子申告・納税の普及や税務相談体制の効率化等、納税者の利便に資するよう様々な工夫を検討すべき
- ・ 個人住民税の公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、早急に実施すべき

[法人課税]

ー 改革の視点

- ・ 経済のグローバル化等経済社会の構造変化に対応して、税率の大幅な引下げを含む広範な改革が行われてきた
- ・ 会社法制等の見直しが行われる中で、インフラ整備として企業組織再編税制や連結納税制度が導入され、役員給与の損金算入のあり方が見直される等着実な対応が図られた
- ・ 税負担の公平性等の観点から法人事業税の外形標準課税が導入された
- ・ 経済社会の活性化等の観点から、政策税制の集中重点化が行われてきた
- ・ 法人課税については、今後とも、財源や税体系における基幹的な役割や経済社会の活性化の観点を踏まえつつ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制とすることを基本として対応していくべき
- ・ 剰余金の分配を目的としない法人形態や、組合形態、信託形態等多様な形態による事業活動が活発化しつつある中で、事業形態の選択に中立的な税制を構築することが求められている

ー 検討課題

○ 税率

- ・ 企業活力やアジア諸国を含む国際競争の観点から税率を引き下げるべき
- ・ 法人税率については、既に他の先進諸国並みとなっており、引き下げる状況にはなく、また、国際競争力維持の観点を踏まえれば、当面、現在の水準を維持することが適当
- ・ アジア諸国では、人件費、地代、社会資本等が大きく異なっていることを十分に踏まえる必要がある
- ・ 諸外国と比較して、地方法人課税の税率は高い
- ・ 地方法人課税について、地方団体の役割・歳出構造等を見無視して諸外国と単純に税率を比較することは不適當であり、また、法人が地方の行政サービスから受益していることを考えれば、現状の負担は妥当

○ 租税特別措置・非課税等特別措置

- ・ 引き続き、既存の措置の整理合理化を大胆に進め、課税ベースを拡大すべき
- ・ 真に有効な措置を集中・重点的に講ずる必要
- ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から撤廃すべき

○ 減価償却制度

- ・ 減価償却制度は、期間損益を適正に計算する観点から償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用配分するもの
- ・ 償却可能限度額について、国際的整合性の観点から、耐用年数経過後も使用している場合には備忘価額に達するまで償却を認めるべき
- ・ 法定耐用年数や簡素・柔軟性について検討すべき
- ・ 現行の法定耐用年数は実際の使用年数より大幅に短いことをどう考えるか
- ・ 減価償却制度については、全ての業種に関係し、課税所得の額に大きく影響することから、償却資産の使用実態や諸外国の状況について広範かつ十分な調査を行う必要
- ・ 生産設備の新陳代謝を促進する観点や財政への影響に配慮することが必要
- ・ 減価償却制度の見直しは、抜本改革の中で総合的に行う必要

○ 多様な事業形態への対応

- ・ 法人課税の範囲や課税方式について、税制が事業形態の選択に歪みをもたらすことがないように、引き続き適正な課税関係の構築に努めるべき

○ 公益法人制度改革への対応

- ・ 昨年6月の「基本的考え方」を踏まえ、新制度施行（20年度中）までに税制上の措置
- ・ 公益法人制度改革の適切な制度設計が税制上の措置の不可欠の前提であり、政令・府省令等の具体的内容や国・地方における運用体制の整備状況等を見極めつつ、税制の具体化に向けた検討を深めていくことが適当
- ・ 寄附金税制については、寄附文化の醸成を図るとの観点に立って適正な規律の下で公益的な寄附金の充実を図る等、総合的な見直しが行われるべき。また、地方税においても寄附金控除の充実が図られるよう見直していくべき

○ 地方法人課税

- ・ 外形標準課税は、税負担の公平性の確保のみならず、応益課税としての性格の明確化、基幹税としての税収の安定化等、重要な意義を有しており、今後、充実に努めていくことが必要
- ・ 外形標準課税に関し、租税回避防止の観点から減資の状況について今後注視すべき
- ・ 法人事業税については、応益課税としての性格から、欠損金の繰越控除を廃止すべき

[国際課税]

ー 改革の視点

- ・ 国際的な経済活動の複雑化・多様化や、各国税制が企業活動によりストレートかつダイナミックに影響する状況を踏まえ、国際的な経済交流の促進や、これを通じたわが国経済の活性化の観点も重視しつつ、わが国の課税権確保のあり方を検討することが必要
- ・ 国内法に定める国際課税については、経済活動の実態の変化への対応、税の公平性・中立性の確保、租税回避行為の防止、及び、確実な執行の確保・手続の整備に向け、見直しを進めていく
- ・ 経済交流を促進するための基礎的なインフラである租税条約については、そのネットワークを拡充していく

ー 検討課題

- ・ わが国の課税権の範囲について、外国法人・非居住者がわが国における活動から得た所得に対する適切な課税を確保し、また、クロスボーダーの組織再編への適切な対応を図る等、見直しを進める
- ・ 外国税額控除制度について、わが国企業の国際競争力を確保し、わが国経済の発展への貢献を促す観点も踏まえつつ、同制度を利用した租税回避行為へ適切に対応する
- ・ 外国子会社合算税制、過少資本税制及び移転価格税制について、グローバルな経済環境の中での企業の活動実態を踏まえ、適切に対応する

[消費税]

ー 改革の視点

- ・ 消費税は、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を構築する上で重要
- ・ 消費税は、所得に対していわゆる逆進性を有しているとの指摘。他方で、消費税は、消費に対して比例的に全ての国民に負担を求めるという点において平等な税、また、ライフサイクルを通じて大きく偏ることなく負担を求めることができる税
- ・ 消費税には、少子・高齢化により勤労世代が減少していく中で、勤労世代に過度の負担を求めず、経済活動に対して中立的との特徴
- ・ 消費税の位置付けについては、経済社会の構造変化、経済への影響、社会保障との関係、深刻な財政事情等を踏まえ、その特性を念頭において国民的な議論を行っていく必要

一 検討課題

○ 税率構造

- ・ 将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率になった場合には、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題
- ・ 税率引上げについて国民の理解を得るためには軽減税率の導入が必要
- ・ 軽減税率については、公平かつ合理的な線引きの困難さ、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担等の観点からの問題点
- ・ 軽減税率の問題点を考えると、単一税率が望ましい
- ・ 仮に軽減税率を採用した場合には、一定の税収を確保するために、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことや、高額所得者は消費が大きいいため軽減税率による恩恵が低所得者よりも大きくなるという面があることにも留意が必要
- ・ 軽減税率を採用する場合には、「インボイス方式」の導入が不可欠
- ・ 軽減税率を採用するかどうかは、消費税の使途が低所得者層に対する支出かどうかということとも関係があるのではないか
- ・ 低所得者層に対する配慮については、税制全体、さらには歳出面を含めた財政全体の中で、近年の民間非営利活動の広がりをも踏まえつつ、検討する必要
- ・ 軽減税率の導入の是非は、文化的な問題ではなく、低所得者層への配慮の問題として考えるべきではないか。その意味では、配慮の必要な者のみが対象となる歳出や税額控除で対応すべきではないか

○ 消費税制度の透明性・信頼性を高めるための取組

- ・ 「インボイス方式」を導入した場合には、売上と仕入に係る消費税額が的確に把握され、より適正な税額計算が可能となり、制度の信頼性の向上に役立つ
- ・ 「インボイス方式」の導入により、事業者の仕入税額控除のための事務負担が軽減される面がある
- ・ 「インボイス方式」を導入した場合には、簡易課税制度等の必要性が小さくなるのではないか
- ・ 仕入税額控除は現行の請求書等保存方式でも適切に行われており、「インボイス方式」は不要
- ・ 事業者免税点を1,000万円まで引き下げた結果免税事業者数がほぼ半減したことや、「インボイス方式」が定着している欧州諸国の実態等を踏まえ、「インボイス方式」の導入について検討
- ・ 事業者免税点制度の下で、設立後2年間は免税事業者となる制度を悪用した税逃れや、仕入税額控除の計算方法を悪用した租税回避の事例が指摘
- ・ 消費税の中小特例措置等については、消費税制度の透明性・信頼性を高めていくという観点から、適用状況等を踏まえつつ、引き続き必要な見直し

○ 用途

- ・ 消費税は、わが国財政全体にとって重要な役割を果たすべき税
- ・ 社会保障給付は、高齢化の進展に伴い引き続き伸びていくと見込まれる。社会保障のための安定的な財源の確保は、財政全体にとっての大きな課題
- ・ 社会保障給付に係る公費負担の財源については、社会保障制度が国民全体で互いに支え合う仕組みであること、世代間の公平、経済活力等の観点から、その負担が勤労世代に集中せず、国民全体が広く公平に負担することが適当との議論や、社会保障制度の持続可能性を確保する観点から、経済動向等に左右されにくい安定的な財源であるべきとの議論
- ・ その際、消費税の持つ特性を踏まえ、検討する必要
- ・ 社会保障の歳入と歳出のリンクがきちんとなされ、無駄な歳出を削ることを前提として、社会保障目的税化の意味がある
- ・ 社会保障制度を維持するためには財源が足りないので、国民に対して、消費税率を上げるか、制度を見直すかという選択を迫る議論をするためにも、制度と税負担を結び付けて分かりやすく示す必要
- ・ 歳入と歳出のリンクが緩いものから厳格なものまで様々なスキームが考えられるが、消費税は基幹税であり、厳格な意味での目的税とすることは問題
- ・ 目的税化した場合、税収が余れば無駄使いにつながり、逆に税収が足りなければ増やせということになりかねないのではないか

○ 地方消費税

- ・ 地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税については、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着しており、今後の更なる少子・高齢化の進展に対応するためにも、消費税とともに充実を目指すことが必要
- ・ 今後の社会保障財源の安定的確保を議論する際には、社会保障に係る地方の役割の重要性に十分留意する必要
- ・ 現在地方交付税の算定方法の簡素化が検討されているが、地方消費税の仕組みと類似している面があることを踏まえ、消費に負担を求める地方の税財源としては交付税の原資のみとすべき
- ・ 地方消費税は地方税であり、地方交付税と同列に論じるべきではない。地方消費税は偏在性の少ない税として地方の基幹税にふさわしい

[酒税・たばこ税等]

- ・ 酒類及びたばこについては、特殊なし好品として、諸外国と同様、他の物品より高い税負担

- ・ 今後とも、その生産・消費の動向や財政状況等を踏まえ、適正な税負担水準を確保していく必要
- ・ 酒税については、酒類の生産・消費の態様の変化を踏まえ、税制の中立性・公平性を確保する観点から、負担のあり方について検討
- ・ たばこ税については、小売価格に占める税負担割合の状況、消費動向、諸外国の動向、財政状況等を総合的に勘案し、負担のあり方について検討
- ・ たばこについては、健康増進や生活習慣病対策の観点からの議論も行うべきではないか
- ・ 健康対策の問題と公共サービスの財源を賄う税の問題は別々に考えるべき。健康問題とたばこ税を関連づけようとするなら、新たな考え方に沿って新たな税を作るという議論を行うべきではないか
- ・ 個別間接税については消費税導入の際に整理されたが、新たな観点からその可能性について検討すべき

[エネルギー関係諸税等]

- ・ 道路特定財源を含むエネルギー関係諸税等については、消費抑制を通じた資源節約、社会的コスト、諸外国との税負担水準の比較といった観点や地球温暖化対策が求められている中で税負担水準の引下げには問題が多いこと、さらには国・地方を通じた極めて厳しい財政事情等を考慮すると、現行の税負担水準を引き下げることとは適当でない
- ・ 道路特定財源については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)における基本方針にもあるように、現行の税率水準を維持し、一般財源化を前提にそのあり方の見直しを行う必要
- ・ 道路特定財源の見直しに当たっては、依然として大きい地方の道路需要、その財源に占める道路特定財源の比率が低い現状や道路の維持・管理にかかるコストを踏まえた検討が必要
- ・ 公共交通網の整備が不十分な地域においては自動車が生活必需品であることから、道路特定財源の見直しに当たっては、こうした地方の納税者の理解を得ることが必要
- ・ 現行の自動車関係諸税については、税目が多く複雑との指摘があり、その税体系のあり方については、今後、検討

[地球温暖化問題への対応]

- ・ 地球温暖化問題については、「京都議定書目標達成計画」（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）で掲げられた対策の着実な実施が重要
- ・ いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策の中での位置付け、効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国の取組、既存エネルギー関係諸税との関係等を踏まえ、総合的に検討